

第1編 共 通 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

- 1 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業（以下「国営農業農村整備事業等」という。）に関する土木工事の施工に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「地方農政局請負工事等監督要領」及び「地方農政局請負契約等検査要領」による監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たり、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。
- 5 特別仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。
- 6 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位とが併記されている場合、（ ）内を非S I単位とする。受注者は、S I単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督職員と協議しなければならない。なお、非S I単位の使用が認められているものについては、この限りではない。
- 7 J I S規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。
- （2）「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。
- （3）「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。
- （4）「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- （5）「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- （6）「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。
- （7）「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施

工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

- (8) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。
- (9) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。
- (10) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
 なお、受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項を含むものとする。
- (12) 「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (13) 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (15) 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。
- (16) 「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。
- (17) 「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。
- (18) 「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (19) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (20) 「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (21) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (24) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (25) 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について書面で知

らせることをいう。

- (26) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。
- (27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (28) 「電子契約システム」とは、受発注者間の契約手続を電子的に行うシステムをいう。
 なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- (29) 「情報共有システム」とは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。
 なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- (30) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。
 なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。
- (31) 「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。
- (32) 「遠隔確認」とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。
- (33) 「施工段階確認」とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。
- (34) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (35) 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (36) 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付の確認を行うことをいう。
- (37) 「同等以上の品質」とは、特別仕様書で指定する品質、又は特別仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。
 なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (38) 「S I」とは、国際単位系をいう。
- (39) 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
 なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
 また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条に基づき監督職員からの指示によるものとする。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 請負代金内訳書及び工程表

- 1 受注者は、契約書第 3 条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」）及び工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 2 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議は行わないものとする。

1-1-5 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1-1-6 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応
(2) 計画工程表	(9) 交通管理
(3) 現場組織表	(10) 安全管理
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画
(5) 主要資材	(12) 環境対策
(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
(7) 施工管理計画	(14) 法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）
	(15) その他
- 2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、変更に関する事項について、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1－1－7 低入札価格調査対象工事の措置

1 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング

- (1) 予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第 15 条第 2 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 前項（1）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

2 施工計画書の内容のヒアリング

予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを事業（務）所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

1－1－8 工事实績情報システム（コリンズ）への登録

- 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。
- 2 登録時に J A C I C が発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。
- 3 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
 - (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内とする。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内に登録する。
 - (3) 完成時の登録は、完成通知書を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
 - (4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1－1－9 監督職員

- 1 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- 2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認するものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他の理由により

監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1－1－10 現場技術員

受注者は、設計図書又は打合せ簿において、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告及び通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1－1－11 主任技術者等の資格

土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理、管工事では1級管工事施工管理、電気一式工事では1級電気工事施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者
- (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者
- (4) (社)畑地農業振興協会に登録された畑地かんがい技士の資格を有する者
- (5) (社)畑地農業振興協会に登録された畑地かんがい技士若しくは畑地かんがい技士補の資格を有する者

1－1－12 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。
- 2 受注者は、1に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
工事用地等を返還するに当たっては、受注者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けるとともに、当該返還に立会わなければならない。
- 3 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要な用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施

工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物建設のための掘削等に伴う借地等をいう。

- 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 受注者は、1に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求した場合も同様とする。
- 6 発注者は、1に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-13 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始日後 30 日以内に工事着手しなければならない。

1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、農林水産省の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- (4) 下請負人は、契約書第 7 条の 2 第 1 項に基づく社会保険等の届出を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設業法第 24 条の 8 第 4 項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、1 及び 2 の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、発注者から 1 により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

- 5 1の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び1の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。なお、名札は図-1-1-1を標準とする。

また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。

監理（主任）技術者（監理技術者補佐）	
氏 名 ○○ ○○	
工事名 ○○改良工事	
工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日	
会 社 ◇◇建設株式会社	

写真

2.4cm×3.0cm

運転免許証サイズ

〔注1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

図 1-1-1 名札の標準図

- 6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。
- 7 提出書類により受注者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「1次下請負人」という。）が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、監督職員からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）をおおむね7日以内（土日祝日を除く。）に監督職員に提出しなければならない。
- 8 前項で提出された特別事情申請書を基に、発注者が記載された事項について詳細の確認を行うために必要と認める場合には、受注者は、ヒアリング等に応じなければならない。
- 9 契約書第7条の2第2項に規定する社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる場合には、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じた期間内（土日祝日を含む。）に、当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第1項に規定する社会保険等の届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）等を発注者に提出しなければならない。
- (1) 1次下請負人においては、当該社会保険未加入者建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認め、その旨を通知した日からおおむね30日以内。
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人においては、発注者が受注者に対して確認書類又は特別事情申請書の提出を求める通知をした日から30日以内（発注者が、受注者において確認書類又は特別事情申請書を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）。
- 10 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項一に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに

定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、第8項の（1）に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額。

- （2）当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項二に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が第8項の（2）に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額。
- 11 下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合には、国土交通省建設業担当部局等による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負人は、適切に対応しなければならない。

1－1－16 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1－1－17 調査、試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

2 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- （2）調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。
- （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- （4）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1－1－18 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。

- (1) 契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合
 - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (6) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
- 3 1 及び 2 の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-20 工期変更

- 1 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（以下「事前協議」という。）
- 2 監督職員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 18 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第 19 条に基づく工事内容の変更又は契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議にお

いて工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-21 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 3 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。なお、引渡終了後、契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から 7 日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において修理しなければならない。

- 5 受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、受注者に起因する故障・破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。
- 6 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。

なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

- 7 その他については、契約書第 15 条の規定によるものとする。

1-1-22 工事現場発生材

受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。

1-1-23 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。

なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。

- 2 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェ

スト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。

- 4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- 5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 6 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 8 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第8項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 10 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
- 11 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-24 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置

- 1 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体、再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法

第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、この書面は、本章 1－1－23 建設副産物 11 に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

1－1－25 工事材料の品質

- 1 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、J I S 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

1－1－26 監督職員による検査、立会等

- 1 受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。
- 2 監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- 4 監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
- 5 監督職員による検査及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 6 受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。
- 7 施工段階確認
 - (1) 受注者は、発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければ

ならない。

また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。

- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。

なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。

- (4) 受注者は、立会又は遠隔確認により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。

- (5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。

- (6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

ア 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。

イ 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直しした箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

1-1-27 数量の算出及び出来形図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-28 工事完成図

- 1 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。
- 3 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

1-1-29 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事

報告書等の資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していること。

- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。
- 2 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - (3) 週休二日の履行状況
- 4 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
- 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。

1-1-30 既済部分検査

- 1 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第38条に基づく部分払の請求を行う場合、1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - (3) 週休二日の履行状況
- 4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-29 工事完成検査4の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。

1-1-31 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、土木工事施工管理基準（16農振第2232号平成17年3月28日付け農村振興局長通知）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、1の施工管理基準及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
- 3 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するため、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、

工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）に基づくこととする。

- 5 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1－1－32 部分使用

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1－1－33 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。

1－1－34 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、1週間に2日以上現場閉所または、現場閉所を行うことが困難な工事においては、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上の日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

1－1－35 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1－1－36 工事中の安全管理

- 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。

い。

- 6 受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対し、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 7 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入禁止」の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行うとともに、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。

なお、標示板については、本章 1-1-41 環境対策 4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

10 安全対策

- (1) 受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ 工事内容の周知徹底
 - ウ 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
 - エ 工事における災害訓練
 - オ 工事現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全、訓練として必要な事項
- (2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。
- (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。
- 13 監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。
- 14 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 15 受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。

- 16 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 17 受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならない。
- 18 受注者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。
- 19 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合、直ちに関係機関及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ、行うものとする。

1-1-37 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用計画について施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。
- 4 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1-1-38 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-39 電子納品

- 1 受注者は、「工事完成図書の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」、「電子化図面データの作成要領（案）」、「電子化写真データの作成要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」等を参考にし、監督職員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。
- 2 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づいて電子媒体を提出することとなった場合は、地質・土質調査業務共通仕様書の第1-17条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保した上で、関係機関と監督職員に通報しなければならない。この場合において、受注者は、監督職員が指示する期日までに別に定める事故報告書を監督職員に提出しなければならない。

1－1－41 環境対策

1 受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－45官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。

3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。

4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

（1）受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

（2）受注者は、（1）の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

（3）受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。

（4）受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

5 排出ガス対策型建設機械

（1）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3

次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

- (2) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	摘要
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	摘要
・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

1-1-42 文化財の保護

1 受注者は、工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。

2 受注者は、工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-43 交通安全管理

1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷、又は汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通警備誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。

3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。

5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標識、工事中の標識等の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。

なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- 9 工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。
- 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長 さ	12.0m
高 さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）
重量 総重量	20.0 t （但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、1.8m以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-44 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。

(1) 会計法	(昭和 22 年法律第 35 号)
(2) 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)
(3) 下請代金遅延等防止法	(昭和 31 年法律第 120 号)
(4) 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)
(5) 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)
(6) 作業環境測定法	(昭和 50 年法律第 28 号)
(7) じん肺法	(昭和 35 年法律第 30 号)
(8) 雇用保険法	(昭和 49 年法律第 116 号)
(9) 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)
(10) 健康保険法	(大正 11 年法律第 70 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和 51 年法律第 33 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 3 年法律第 94 号)
(14) 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)
(15) 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)
(16) 道路運送法	(昭和 26 年法律第 183 号)
(17) 道路運送車両法	(昭和 26 年法律第 186 号)
(18) 砂防法	(明治 30 年法律第 29 号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和 33 年法律第 30 号)
(20) 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)
(21) 海岸法	(昭和 31 年法律第 101 号)
(22) 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)
(23) 港則法	(昭和 23 年法律第 174 号)
(24) 漁港漁場整備法	(昭和 25 年法律第 137 号)
(25) 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)
(26) 航空法	(昭和 27 年法律第 231 号)
(27) 公有水面埋立法	(大正 10 年法律第 57 号)
(28) 軌道法	(大正 10 年法律第 76 号)
(29) 森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
(30) 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)
(31) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和 43 年法律第 97 号)
(33) 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(36) 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 113 号)
(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)

(40) 文化財保護法	(昭和 25 年法律第 214 号)
(41) 砂利採取法	(昭和 43 年法律第 74 号)
(42) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)
(43) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(44) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(45) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 20 号)
(46) 都市公園法	(昭和 31 年法律第 79 号)
(47) 自然公園法	(昭和 32 年法律第 131 号)
(48) 漁業法	(昭和 24 年法律第 267 号)
(49) 電波法	(昭和 25 年法律第 131 号)
(50) 土壤汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)
(51) 地方公共団体の関係諸条例	
(52) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年法律第 18 号)
(53) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 17 年法律第 51 号)
(54) 職業安定法	(昭和 22 年法律第 141 号)
(55) 農薬取締法	(昭和 23 年法律第 82 号)
(56) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)
(57) 厚生年金保険法	(昭和 29 年法律第 115 号)
(58) 最低賃金法	(昭和 34 年法律第 137 号)
(59) 所得税法	(昭和 40 年法律第 33 号)
(60) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年法律第 131 号)
(61) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年法律第 84 号)
(62) 著作権法	(昭和 45 年法律第 48 号)
(63) 自然環境保全法	(昭和 47 年法律第 85 号)
(64) 警備業法	(昭和 47 年法律第 117 号)
(65) 産業標準化法	(昭和 24 年法律第 185 号)
(66) 計量法	(平成 4 年法律第 51 号)
(67) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に關 する法律	(平成 12 年法律第 127 号)
(68) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年法律第 100 号)
(69) 個人情報保護に関する法律	(平成 15 年法律第 57 号)
(70) 技術士法	(昭和 58 年法律第 25 号)
(71) 肥料取締法	(昭和 25 年法律第 127 号)
(72) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	(令和 4 年法律第 37 号)

1-1-45 官公庁への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。
ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。
- 3 受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。
受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。
- 7 受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-46 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

1-1-47 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 B.M.）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督職員の指示を受けなければならない。
なお、測量標（仮 B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、測量標（仮 B.M.）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3 受注者は、用地幅杭、測量標（仮 B.M.）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。
なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含め、発注者の設置した既存杭の保存に対し、責任を負わなければならない。
- 6 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。

1－1－48 提出書類

- 1 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1－1－49 工事特性等への対応状況の報告

- 1 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。
- 2 なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。
- 3 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。
- 4 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。

1－1－50 不可抗力による損害

- 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合

 - ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - イ 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上
 - ウ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - エ その他設計図書で定めた基準
 - (3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合
 - (4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼした

と認められる場合

- 2 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1－1－36 工事中の安全管理及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1－1－51 特許権等

- 1 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－52 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後 1 箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－1－53 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1－1－54 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。

石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。